

原発事故による損害賠償請求 和解事例の分析から — 一個人に関する和解事例編 —

原町ひまわり基金法律事務所
弁護士 小林 素
2019年11月9日南相馬市講演会

本日の説明内容

- 1 原子力損害賠償の請求方法～和解仲介手続～
- 2 和解仲介手続を使うことのポイント
- 3 和解事例の紹介①— 月10万円の慰謝料の延長・増額
- 4 和解事例の紹介②— 避難費用(家賃や交通費), 生活費増加分, 各種費用の賠償
- 5 和解事例の紹介③— 給与の減収分の賠償(就労不能損害)
- 6 和解仲介手続をする方法

1 原子力損害賠償の請求方法 I

- (1) 東京電力の請求書を使って請求する方法(直接請求)

- (2) 和解仲介手続
→今日、紹介するのはこの手続の活用方法

- (3) 裁判(訴訟)

1 原子力損害賠償の請求方法Ⅱ

- ▶和解仲介手続は、直接請求と全く別の賠償請求の方法
- ▶原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)での手続
 - ※ADRセンター＝国が設置した、被災者と東京電力との原子力損害賠償に関する話合いの仲介(取り持ち)を行う機関
- ▶和解仲介手続＝ADRセンターを介して、東京電力と賠償に関する話合いをする手続のこと

2 和解仲介手続を使うことのポイント

- (1) 直接請求では賠償されない賠償項目や、賠償対象期間外の賠償が認められる可能性がある。

- (2) 直接請求で合意して、賠償金の支払いを受けた賠償項目についても、和解仲介手続の申立てはできる。
→先に直接請求をして、東京電力が認める賠償を受け取った後で、和解仲介手続をするという手法

2 和解仲介手続を使うことのポイントー補足

東京電力による和解案の受諾拒否について

- ▶ADRセンターが和解案を提示しても、東京電力が和解を受け入れないと和解が成立せず、賠償がされない。
- ▶東京電力が和解案の受諾を拒否しているのは主に、集団申立てのケースであり、個別申立てではあまりない。
- ▶和解仲介手続では、東京電力が和解案の受諾を拒否して、賠償が認められることはないと思い込む必要はない。

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料－ I

【和解事例No1121】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたが、申立人母子は県外へ避難し、申立人父は事故前の居住地にとどまった申立人らについて、原発事故により家族分離を余儀なくされたこと、子が避難先の高校に入学した等の事情を考慮して、申立人母子につき子が高校を卒業する平成27年3月までの避難継続を認め、申立人母子に避難慰謝料が賠償された事例

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料ー I

【ポイント】

- ▶子供が避難先で高校に進学したこと
 - 避難を続ける事情→賠償対象期間の延長
 - ※事例では、高校卒業の平成27年3月まで
- ▶原発事故前に一緒に住んでいた家族が離れ離れになったこと
 - 避難生活がより辛くなった事情→慰謝料増額の事情
 - ※事例では、月3万円増額

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料－Ⅱ

【和解事例No1087】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成26年9月に死亡した事案について、高齢者の母及び同人の付添い等を継続した申立人長男のいずれについても避難継続の合理性を認め、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月10割の増額を死亡時まで、申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月3割の増額を平成26年11月まで、それぞれ認めた事例

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料－Ⅱ

【ポイント】

- ▶ 高齢の母親が避難先で介護施設に入所したこと
 - 避難を続ける事情 → 賠償対象期間の延長
 - ※ 事例では、息子について平成26年11月まで
- ▶ 母親が避難中に脳梗塞、寝たきりになったこと
 - 避難生活がより辛くなった事情 → 慰謝料増額の事情
 - ※ 事例では、月10万円増額

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料－Ⅲ

【和解事例No1507】

避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立外被相続人及び申立人らの平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護5であった被相続人については死亡した平成28年8月分まで月額6万円が増額され、一部の申立人らについては各申立人の身体状況並びに被相続人及び他の申立人に対する介護の状況等を考慮し、平成30年3月分まで月額2万円又は3万円が増額されて賠償された事例。

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料－Ⅲ

【ポイント】

▶介護，体調の悪化

→避難生活がより辛くなった事情→慰謝料増額の事情

※事例では，月2～3万円増額

▶直接請求の基準を上回る増額

←介護者の場合：1万円（直接請求基準）

▶避難指示解除後も賠償対象期間一杯まで増額された

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料 まとめ

- ▶東京電力の賠償対象期間(旧緊急時避難準備区域:平成24年8月31日まで)以降の月10万円の慰謝料
 - 避難継続の合理性
 - ※主に旧緊急時避難準備区域(主に原町)のケースで認められる
- ▶月10万円の慰謝料
 - 避難生活をより困難にする事情(介護, 病気, 家族別離等)
 - ※ADRセンターの総括基準にあるものが代表的な事情

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料 参考 I

【総括基準における月10万円の慰謝料の増額事由】

- ① 要介護状態にあること
- ② 身体または精神の障害があること
- ③ 重度または中程度の持病があること
- ④ 上記①から③の者の介護を恒常的に行ったこと
- ⑤ 懐妊中であること
- ⑥ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

3 和解事例の紹介①一月10万円の慰謝料 参考Ⅱ

【総括基準における月10万円の慰謝料の増額事由】

- ⑦ 家族の別離，二重生活等が生じたこと
- ⑧ 避難所の移動回数が多かったこと
- ⑨ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって，上記①から⑧の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

4 和解事例の紹介②－各種費用－ I

【和解事例No1395】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人らについて、発達障害を抱える申立人子が避難先の小学校の特別支援学級に通級しており、引き続き同学級での就学を継続する必要性があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成30年3月分までの避難費用及び生活費増加分等が賠償された事例。

4 和解事例の紹介②ー各種費用ー I

【ポイント】

- ▶障がいのある子供が避難先の特別支援学校に進級
→避難を続ける事情→賠償対象期間の延長
 - ▶月10万円の慰謝料の延長が認められない時期でも避難によって生じた費用については賠償が認められる可能性がある
- ※事例では平成30年3月分までの家賃等

4 和解事例の紹介②－各種費用－Ⅱ

【和解事例No1412】

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難した結果、家族別離が生じ、平成26年8月頃に帰還した申立人らについて、平成24年5月分までの家族間移動交通費、帰宅交通費、平成23年9月分までの生活費増加分及び精神的損害の増額分が賠償された事例。

4 和解事例の紹介②ー各種費用ーⅡ

【ポイント】

- ▶南相馬市の避難要請区域(30km圏外区域)では,平成23年10月以降の月10万円の慰謝料の延長は,ほぼ認められない。
 - ▶しかし,避難によって生じた費用については,平成23年10月以降の賠償が認めれる可能性がある。
- ※事例では,平成24年5月までの,離れ離れに避難した家族同士が家族同士が会うための費用等

4 和解事例の紹介②－各種費用－Ⅲ

【和解事例No1326】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住する申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となって再開されないことから、子どもを遠方の幼稚園に通わせざるを得なくなったことについて、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区における児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情を踏まえて休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは原発事故の影響によるものとして、平成29年3月分までの通園交通費(ガソリン代)が賠償された事例

4 和解事例の紹介②ー各種費用ーⅢ

【ポイント】

- ▶避難によって生じた費用でなくても、原発事故の影響により生じたと考えられるものは賠償される可能性がある。
- ▶自宅と休園中の幼稚園のある地区の児童の帰還率が低い。
→原発事故の影響で幼稚園の再開が困難であると考えられた。

※事例では、平成29年3月までの通園交通費10万円が賠償された。

4 和解事例の紹介②－各種費用－Ⅳ

【和解事例No1280】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難し、平成24年3月に帰還した申立人らについて、除染完了が平成26年3月であったことを考慮して、平成24年9月分から平成26年3月分の食費増額分が賠償されると共に、自治体による除染後も自宅の放射線量が高かったこと等を考慮し、自主的に実施した除染のための費用が賠償された事例。

4 和解事例の紹介②ー各種費用ーIV

【ポイント】

- ▶ 帰還後の生活での生活費増加分でも、原発事故の影響により生じたと考えられるものは賠償される可能性がある。
- ▶ 除染の完了が平成26年3月
 - 原発事故の影響で自家消費分の米や野菜の栽培が困難であると考えられた

※事例では、平成24年9月から平成26年3月分までの、食費増加分約10万円が賠償された

4 和解事例の紹介②－各種費用－ V

【和解事例No1146】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市鹿島区)所在の申立人所有の自宅建物について、平成26年12月に実施した雨どいの掛替工事代金の一部が除染費用として賠償された事例。

4 和解事例の紹介②ー各種費用ー V

【ポイント】

- ▶除染のための作業の費用は賠償される可能性がある。
- ▶この作業は、国の除染ガイドラインに沿った作業である必要はない。

※事例では、平成26年12月に行った雨どいの掛替え工事の費用約23万円が賠償された。

※その他に、賠償が認められている作業で多いのは屋敷林(イグネ)の伐採費用(No1146等)

4 和解事例の紹介②－各種費用－VI

【和解事例No1546】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、疾病等の事由により平成24年9月以降も避難を継続していた申立人について、避難中に劣化して補修を要するようになった自宅に帰還するに当たって、平成30年7月頃に実施したリフォーム工事の一部が賠償された事例。

4 和解事例の紹介②ー各種費用ーVI

【ポイント】

▶避難中に荒廃してしまった自宅の補修・清掃費用，直接請求では，原則平成25年3月31日までに実施したものが対象で，定額請求の場合には30万円が上限。

※事例では，平成30年7月頃に行ったリフォーム工事の費用の一部100万円が賠償された。

4 和解事例の紹介②ー各種費用 まとめ

- ▶直接請求で賠償されるのは、主として賠償対象期間(月10万円の慰謝料の賠償される期間)の避難により生じた費用
 - ▶和解仲介手続では、原発事故の影響が認められれば
 - 直接請求の賠償対象期間以降の避難費用
 - 生活費の増加分
 - 避難により生じたものでない費用
- 等の費用も賠償される可能性がある。

5 和解事例の紹介③ー就労不能損害

【和解事例No1321】

避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難し、避難先で再就職したものの平成27年12月に退職した申立人の就労不能損害について、再就職先の退職後、病気に罹患したことにより就職活動に困難が生じているといえるが、従前の勤務先であれば、親族経営であったこと等から勤務に大きな支障はなかったといえること等を考慮して、再就職先を退職した後の期間も含めて従前の勤務先と再就職先の収入の差額を基礎とした上で、平成27年3月分から平成28年7月分までは原発事故の影響を10割、同年8月分から同年12月分までは同割合を5割として賠償された事例。

5 和解事例の紹介③－就労不能損害－

【ポイント】

▶直接請求では，次の賠償対象期間以降の賠償はされない。

住居又は勤務先	賠償の終期
旧避難指示区域(20km圏内)	平成27年2月28日
旧緊急時避難準備区域	平成24年12月31日
南相馬市避難要請区域(30km圏外)	平成24年5月31日

▶和解仲介手続では，この期間以降の賠償が認められる可能性

※事例では，小高区に住んでいた人に，平成28年12月分までの賠償が認められている。

6 和解仲介手続をする方法

